

万引きは犯罪

万引き＝窃盗

罰則

10年以下の懲役
または50万円以下の罰金



万引きとは？

お店の商品を勝手に自分のものにすることです。これは、**窃盗(ドロボウ)**という**犯罪**です。たとえ、見つかったから品物を返したり、お金を払ったとしても、許されるというものではありません。

万引きの協力をしたら？万引きをするように言ったら？

犯人に頼まれて、盗むことを助けたり、盗んだ物を運んだり隠したりすることは**犯罪**です。万引きするように言うことも**犯罪**です。

万引きは犯罪です!! 許されない行為なのです。

「万引きくらいなら見逃してくれる」ということはありません。安易な考えで何回も繰り返してしまううちに、**罪の意識がなくなり**、もっと**凶悪な犯罪も平気でするようになってしまいます**。**家族がとても悲しむことにもなります**。

自分も家族も仲間も、みんな大切にしましょう。



長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議
長崎県・長崎県警察本部・長崎県教育委員会

なくそう 自転車盗

● 自転車を勝手に持って行ったらドロボウです。

どこかに出かける時や自宅に帰る時、「面倒くさいな」と思ったことはありますか？そんなとき、目の前に自転車があったら……。

ダメ。乗って行ってはいけません。

それはドロボウです。犯罪です。

自転車の持ち主がどんなに不安な思いをするか、あなたの家族がどんなに悲しむか考えてください。



大切な自転車を盗難から守りましょう

● 自転車をとめる時は、わずかな時間でも必ず 2(ツー)ロック！

自転車は、ツーロックが基本！短時間でも、駐輪場などを利用し、補助錠を使って**ツーロック**しましょう。

ツーロックすると、盗まれにくく、自転車を盗もうとする者のやる気をなくさせるという2つの防犯効果があります。

● 自転車は必ず**防犯登録**を！

自転車利用者は、法律で「自転車防犯登録」が義務づけられています。必ず、**防犯登録**をしましょう！



長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議
長崎県・長崎県警察本部・長崎県教育委員会